滋賀県立大学情報処理教育システム・CALL システムおよび情報基盤システム借入に係る落札者決定基準

１　評価実施機関

(1)　評価は「公立大学法人滋賀県立大学情報処理教育システム・CALLシステムおよび情報基盤システム提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。

(2)　評価委員会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、本落札者決定基準に基づき、付与する点数の判断を行う。

２　総合評価に関する事項

(1)　入札参加資格

ア　取扱規程第３条（一般競争入札に参加させることができない者）に規定する者に該当しない者であること。

イ　滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。

ウ　過去５年間に学校教育法に規定する大学またはこれに相当する機関（以下「大学」という。）もしくは大学を設置する法人と、この公告に示した契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者または履行中（賃貸借契約による場合において対象物件の構築および引渡しが完了しているものに限る。）の者であること。

エ　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号までまたは第６号の規定に該当しない者であること。

カ　公告に示す借入物品を第三者をして貸し付けさせようとする者にあっては、当該借入物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けさせる能力を有する者であること。

キ　公告に示す借入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

(2)　評価項目

総合評価落札方式の適用において評価対象とする項目は、入札価格ならびに別紙の提案評価基準に掲げる「評価項目」とする。

(3)　評価配点

評価にあたっては４００点（総合評価点）の範囲内で配点を行い、入札価格による評価点（価格点）と提案書の内容等による評価点（技術点）に区分し、配点をそれぞれ価格点１００点、技術点３００点とする。

(4)　評価方法

ア　入札価格による評価

入札価格による評価点（価格点）については以下の評価方式により算出する。

入札価格による価格点＝価格点の配布（１００点）×（1-入札価格/予定価格）

イ　予定価格

滋賀県立大学情報処理教育システム・CALLシステムおよび情報基盤システム借入に係る予定価格（消費税および地方消費税を含まない。１か月あたりの賃貸借金額。）を公示する。

ウ　技術評価

① 提案書の内容等による評価点（技術点）については、入札参加者から提出された提案書に記載された内容について、採点を行う。

② 技術点は、別紙の提案評価基準に基づき、評価委員会において評価項目ごとの配点に応じた評価を行い、３００点を満点として採点を行う。

3　落札者の決定方法

⑴ 下記の要件を全て満たした者で、価格点と技術点の総合評価点が最も高いものを落札者とする。

ア　２（１）の入札参加資格の条件を満たしているもの

イ　入札価格が、予定価格以下であるもの

⑵　総合評価点が同点となる入札者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。

なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4　評価の対象外となる場合

評価委員会事務局の事前の審査の結果、次に該当する場合は、評価委員会による評価の対象外となるとともに落札者決定の対象から除外される。

⑴　仕様書の要求項目のうち実施しないあるいはできないとする項目がある場合

⑵　仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合

⑶　提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合

⑷　入札価格が予定価格を上回る場合